

### 伏見エリアTOPICS

#### ふしみ学園新分室のお披露目会を行いました

去る4月29日に26年度第1回目のワークショップを行いました。今回の企画は、『母の日のコサージュ作り&新分室お披露目会』。不要な端切れの布を活用し、ハサミとボンドを使って、色々な花のコサージュとメッセージカードを作成しました。少しずつお花の形になっていくと、みなさん嬉しそうな表情で、隣の人の出来栄が気になる様子で楽しくワイワイと盛り上がりました。また、メッセージカードには思いおもいにペンを取り、最後にラッピングして大切に持ち帰って頂きました。

また、今回は併せてようやく完成した『新分室お披露目会』を行いました。「あおぞら・ひまわり」の療育班は、今まで借家であったこともあり、少し使い勝手が悪くなってきていました。当日は、あいにくの天候でしたが、利用者40名、保護者28名が参加され、皆さまの関心の高さや期待の大きさを感じました。新分室の見学では、今までよりも広くなったスペースと、新しい環境で過ごしやすくなった分室に興味を持っていただき、新分室の完成を皆でお祝いする内覧会となりました。

長年の思いがようやく叶った新分室ですが、5月から活動をスタートする中で、皆さまの期待や希望に応えられる施設づくりを進めていくとともに、今まで離れていた「あおぞら・ひまわり」が同じ建物になり、今後は合同でのレクリエーションの企画などを新たに行いたいと思っております。また店舗スペースについても、地域の中で様々な方に利用していただき、地域の方々と共に育てて貰えるような、お店づくりできるように職員一丸となって頑張っていきたいと思っております。何のお店を始めるか等、まだまだ色々と検討中ですが、実際にお店の運営が始まりましたら、改めてご紹介したいと思います。

(京都市ふしみ学園：松井 崇)



## 「実践：アロマセラピー教室」開催



山科障害者デイサービスセンター、生活サポートセンター「ほっと」では、法人の地域振興事業助成金を活用して、実践：アロマセラピー教室を3月29日（土）に開催しました。内容は、ソーシャルアロマセラピスト田中智子氏による講座「心地よい香りでリラックス ～お肌と身体にビューティフルアロマ～」と、手作り体験「アロマスプレー・アロマ石けん」です。事前の申し込みでほぼ定員の50名に達し、当日に参加を希望される方にはお断りをさせていただく程の盛況ぶりでした。

会場の山科合同福祉センター3階食堂では、アロマの良い香りが立ちこめ、生後8ヶ月の赤ちゃんからご年配の方まで幅広い年齢層の方々にご参加いただき、とてもにぎやかな教室となりました。

前半の講座では、テレビでも話題の認知症に効果のあるアロマや、身近なアロマ（菖蒲湯、ゆず湯）の紹介、香りや成分はどのようにして身体に浸透するのかなど、ラジオのパーソナリティーでもある講師の田中さんの心地よい声で、ハーブティーを飲みながらリラックスした雰囲気の中でお話を聞く事が出来ました。

講座の間、小さなお子さん連れの方のためにデイルームを遊びの場として開放しました。ボールプール、段ボールハウス、ゴム紐を張り巡らした蜘蛛の巣くぐり、パズル、絵本、ゲーム等すべて当デイサービスセンターのプログラムで使用しているものを、小さいお子さん向けに工夫して用意しました。まだ歩く事の出来ない小さなお子さんはボールプールに夢中で、小学生のお子さんの中には、最初のうちは一緒に遊んでくれる大人（職員）には何故か緊張しつつも、慣れるとパワー全開で遊んでくれました。

後半の手作り体験には子どもたちも参加して、より一層にぎやかな雰囲気になりました。アロマスプレー作りでは、アルコールと水に好きな精油を2種類混ぜて、どんな香りになったかを楽しんでいただいたり、アロマ石けん作りでは、ビニール袋に石けん粉と好きなドライハーブ、精油を選び入れて自分のオリジナルの形に仕上げていただきました。

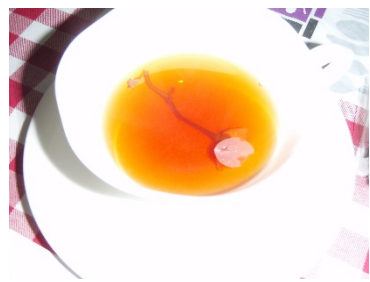


完成後はどんな香りや形に出来上がったかを、同じテーブルになった参加者どうして見せ合って和気藹々と話が弾んでいました。帰り際には「小さい子どもを連れての参加は難しいと思っていたけど、いろいろ配慮をしてもらえてとても楽しかった。」「また次も呼んで下さい！」と沢山の方から声をかけていただきました。アロマの効果？もあつてか皆さん終始穏やかな雰囲気の中、無事終了することができました。

当デイサービスセンターでは、毎日のプログラムの中に「アロマセラピー」があります。職員全員が講習を受け、2ヶ月に1度はアロマセラピストの訪問による助言、指導を受け、毎日ご利用者へ癒しのアロマを提供していますが、そのアロマセラピストが今回講師をして下さった田中さんです。山科エリアの秋まつりでは毎年出店されていますので、皆さまもぜひ一度アロマを体験してみてください。

（京都市山科障害者デイサービスセンター 東 真理子）

## 4月からスタート!! 紅茶教室が定期講習会に加わりました



去年の単発講習会で大好評だった紅茶教室が、新年度から新たに定期講習会に加わりました。当初の予定人数より倍近くのお申込者がおられたため、月の前半と後半の組に分けての開講となりました。

まずはウェルカムティーで講習会スタート! カラフルなテーブルクロスに、心地よい音楽が流れ、とてもゆったりとした空間の中で、紅茶を頂きます。今月の紅茶は、『インド紅茶』。講師から紅茶についての意外なエピソードなどを聞いた後、2杯目は淹れ方

の実演と説明を受け、紅茶を美味しく頂く為に、受講生の方々は熱心に聞いておられました。そして添えられたお菓子には目からウロコの意外なものが…!! なんと大判焼きなどの和菓子も紅茶には合うんです。(^^)

3杯目は桜の塩漬けを使ったアレンジティー。さくらの香りがほんのり…紅茶はいろいろアレンジができるようです。受講生の皆さんは、熱心に質問をされたり、紅茶の味を飲み比べたりと、楽しい午後のひとときを過ごされました。紅茶教室にご興味のある方は、会館事務所までお問い合わせください。



(京都市洛南身体障害者福祉会館 滝川数美)

## リレー寄稿「法人理念に寄せる随想」26

京都市中部障害者地域生活支援センターらくなん  
所長代理 谷本 豪

「障がいのある人とその家族が地域の中で尊厳を保ちながら普通の暮らしができるよう支援する」



市村監事提供：大台ヶ原①

この法人理念の実現に向けて私たちがしなければならない事とは何か。自分が今させて頂いている相談支援の仕事から考えると、障がいのある方への支援を通じて地域の課題を解決していくこと。そして誰もが住みやすい地域を作っていくことになるのかと思う。言い換えれば障がいのある方に対してだけ仕事をしていても社会は変わらない、暮らしに困難を抱える方すべてに支援が届かなければ、地域での普通の暮らしは実現しないという事になるのではないかと思う。社会福祉の起源は、貧困者への救済を通じて「社会不安の安定をはかること」

だったたそうで、法人理念に照らすと、障がいのある方への支援を通じて「誰もが普通の暮らしができる地域を作ること」を忘れてはいけないと気付かされる。言うは易しだが社会を変えるなんてとんでもないことで、福祉の仕事だけでそれが出来るほど甘くはないし、自分の仕事ぶりを見ても、目の前のご利用者やその関係者への対応に終始してしまうばかりで、法人理念の実現に全く寄与できていない自分が恥ずかしい限りである。ただ制度やサービスの枠に囚われていては、本当に困っている人は見えないし、既存の社会資源を活用できない人には支援が届かないでは、地域課題の解決につながらない。しかし枠を超えて支援するという事は、支援の継続性の担保や責任の問題という点などから見ても、そう易々と行えるものではないこともあり、自分の中でも常に迷いながら支援しているのが実際である。

私は支援者でもあるが障がい当事者でもある。先天性の眼の病気で生まれつき夜間の視力が弱い「夜盲」という症状と、視野狭窄、眼の老化が極端に早いため老眼や白内障もかなり進行している。先天性の障がいではあるが、ある年齢から病状の進行が早まるため中途障がいのような一面もある。私の場合は見えないという事で学齢期にいじめを受けたりもしたが、就職活動を通じて自分の病気のことをオープンにするかどうかで悩んだ。結局内定を取るためにクローズで就職したものの、暗がりでの作業に支障が出たことで職場から理解のない対応を受け僅か一か月で退職した。自分が障がい者であることを意識して就職活動したのはそれからで、結局障がい者手帳を取得したのもこの法人に就職してからのことだった。私のように一見して障がいがあるように見えないと、あからさまに差別されるようなこともないが、障がいのことをなかなか理解してもらえず、何でそんな事も出来ないのかと言われてしまうこと事もある。この先社会がソーシャルインクルージョンへの道に進んだとすれば、障がい者への抵抗感は減るかもしれないが、一人ひとりの意識が地域や社会を作っている基になっているのだとすれば、意識が変わるにはやはり時間がかかるのかもしれない。

昨年度に法人の中長期経営計画の一環で、らくなん、らくとう合同プロジェクト「地域課題の解消」として調査資料を作成し、一つの提案をさせていただいた。東部圏域、中部圏域それぞれの地域性の違いはあれど、障がいのある方が安心できる「暮らしの場」が絶対的に不足していることは確かであることは分かった。提案した支援は、24時間の相談支援体制を担保するために、ケアホーム、居宅支援、短期入所と複合的に組み合わせて実施するという形で、国が試行事業として行った「安心、安全コールセンター事業」と似ている。日々の業務の中で時間を割いて作業するのは大変だったが、プロジェクトメンバーで話をしながら、既存の資源で解決できない課題にどれだけ有用な資源となるかと夢を描いていたものである。実際事業として実施できるかどうかは、採算性の問題やあらゆる方面からのコンセンサスを得なければならず、そう簡単に事が運ぶわけではないが、地域課題の解消に向けてワクワクしながら夢を持って支援に励めるのなら、自分に出来る事は最大限させていただきたいと思っている。

今回は、京都市伏見障害者デイサービスセンター 山内 紀子 主任です。

## 支援センターNEWS

平成26年度が始まりました。この4月から、障害者総合支援法の改正により、重度訪問介護（以下重訪）の重度知的・重度精神障がい者への対象拡大と、グループホーム・ケアホームの一元化が、いよいよスタートすることになります。先月号では制度概要を取り上げましたが、今回はもう少し詳しく見ていきたいと思います。

### (1) 重訪の対象者拡大について

・そもそも重訪とは、「重度の障がいがあり常に介護が必要な場合に、居宅介護（ヘルパーによる支援のこと。入浴やトイレ介助の身体介護や、調理や掃除等の家事援助）、見守り支援、外出支援等を総合的に行う」サービスです。これまでの対象者は障害程度区分4以上の常時介護を必要とする重度の肢体不自由者でした。

・今年4月から、その対象者に行動障がいを伴う重度の知的・精神障がい者が加わることとなります。具体的な要件については、障害支援区分（障害程度区分に代わる認定制度）4以上で、その認定調査項目のうち、行動関連の11項目と医師意見書の「てんかん」の項目について、合計10点以上に該当する方。加えて、身体介護、家事援助、見守り支援、外出時の移動中の介護等について、1日3時間以上断続的に利用することが必要要件としてあります。

・現段階での支給決定の必須プロセスは、①サービス等利用計画の作成（計画相談支援の支給決定があること）、②行動援護事業者等によるアセスメントが行われること、③サービス担当者会議等において連携した支援方法等が共有されていること。

・ここで注目したいことは、従来の制度である行動援護事業を現に利用している方の重訪への移行についてです。重訪のメリットとしては、見守りを含めた長時間の支援が可能になる。これにより常時なんらかの支援が必要な方へ支援が届けられる可能性が広がる。しかし反面、行動援護とはそもそも、行動障がいのある方の外出支援に重きを置いた制度（そのための従事者研修もある）。これを安易に重訪の制度に組み込んでしまってもいいのか？また、介護給付費の単価設定に大きな差がある（報酬の少

ない重訪への移行は現実問題、事業所にとっては死活問題になる可能性もある)、あとアセスメント事業所の確保・質的担保等、いろいろ心配なこともあります。

## (2) グループホーム・ケアホームの一元化について

・今年度より、グループホームで提供する支援を「基本サービス（家事援助等の日常生活の援助、個別支援計画、生活相談等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建構造として、介護サービスの提供については、①グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型(旧ケアホームをイメージ)、世話人と生活支援員必須)、②グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（外部サービス利用型、世話人のみ必須）のいずれかの形態を事業所が選択できる仕組みとなります。また、これまであったケアホーム利用時の区分要件はなくなります。ただ基本は、①の介護サービス包括型にはヘルパー支援は入れませんが、これまでの経過措置（市町村が認めた重度者の個人単位のホームヘルパー利用）は、新規利用も含め、当分の間認められるとのこと。

・また、現在グループホーム入居している人の中には、単身での生活を望む人がいること・また定員を増やそうとしても新たにホームを新設することは経営的に厳しい状況があること等を考慮して、サテライト型住居の制度が新設されました。これは、グループホームで食事や余暇活動等を行い、住宅は民間のアパート等の一室とするなど、単身生活が可能となるもので、介護報酬自体はグループホームと変わらず、設備面もグループホームがその責を負うものです。もちろん条件はあり、例えば、グループホームから概ね20分内の距離であることや、世話人の定期巡回が必要になります。また、1つのグループホームに設置できるサテライト型は2か所までと決められています。

この両制度は、障がいのある人の地域生活を行う上で、とても大切な制度であると考えますので、今後も随時報告していきたいと思えます。

加えて、今後ダイレクトBの問題（注）や、計画相談支援の京都市における進捗状況なども、随時、報告していきたいと思えます。

### (注)「ダイレクトB」とは

特別支援学校卒業後の進路先として直接、就労継続支援B型事業所を利用することができなくなって、事前の就労移行支援事業所のアセスメントを経て、いわば、一般就労や移行支援に適さないとの評価を受けることが必要になる制度。現実問題、子どもに挫折感を体験させることになる可能性もあり、そもそも就労継続支援B型か生活介護利用かで迷っている生徒にとって、本当に移行支援事業所のアセスメントが必要なのか？といった疑問…。在学中に就労継続支援B型を実習する生徒にと



市村監事提供：大台ヶ原②

っては実習自体が意味の無いものになりかねないのでは？また、移行支援事業所の業務過多やその責任の重さ等、制度として課題の多いもの。経過措置が終了する27年4月から本格実施予定。

（京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」：中村 嘉男）